

通信コーナー

2016. 11. 01

秋冷の候となったと実感できる季節となりました。このところの日本は四季の秋がなくなり、夏から即冬になるみたいです。野球シーズンの最後を飾る日本シリーズは地域に根ざしたチーム同志の戦いとなりました。広島が地元で2連勝して3戦目からは札幌ドームでのゲームに3連敗をして流れが日本ハムとなった、そのままの流れで日本ハムの優勝となった。栗山監督は大谷選手をはじめ、選手をその時々局面に応じて変幻自在に戦い緒方監督の采配はシーズンと同じで積極的には動かなかった結果が裏目に出た。今年の日本シリーズは面白かった。

国税は、本気で国際課税の強化を推し進めるつもりです。各国が連帯して強化する方向で世界規模にて動き始めている。

超富裕層…5億円以上、5.4万世帯 富裕層……1億円以上、95.3万世帯

100万世帯少々が、241兆円の純金融資産をもっている。日本人の全金融資産は1326兆円くらい。したがって、2%の富裕層が持つ純金融資産の比率は、18%くらい。

(2013年・野村総研調べ) 日本の富裕層はささやかだ。中国あたりの富裕層や世界の富裕層では、1000億円くらいもっているのはザラだという。この富裕層やアマゾンに代表される多国籍企業への適正な課税をどうするのかをG7、G20で議論され、税源浸食と利益移転(BEPS)をどうするか検討している。

「BEPSプロジェクト」の最終報告書では、本制度を下記(①～⑥)のような構成要素に分解し、各構成要素につき勧告。

①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算、⑥二重課税排除方法。③の対象所得の定義においては、法的形式に基づいて分類された所得ごとに合算して課税する。「カテゴリーアプローチ」を中心としつつ、適用除外規定としての「実質アプローチ」や投下資本に見合う所得を超える所得を合算する「超過利潤アプローチ」が勧告された。

関連者・非関連居住者により、法的・経済的な持分等を直接・間接に50%超保有されている法人事業体(課税事業体として扱われる組合等も含む。)

非居住者の、もろもろの金融資産は自動的情報交換でオープン化されはじめており、スイス銀行も秘密主義をときはじめ、パナマやケイマン、シンガポールなど、逃税が徐々にあきらかにされる。日本国籍の人は何処までも追いかけますと言っています。法人税の抜け駆けの減税競争をやめて、適正な課税を各国が行うならば、不公平な消費税は要らないのではないかと思う。